

転出される方へ（ご案内）

R7. 9. 1 作成

転入届は、新しい住所に引越してから14日以内にマイナンバーカードなどの本人確認書類と転出証明書をお持ちになり、新住所地の市区町村役所（場）で手続きをしてください。外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書も必ずお持ちください。

転出届を提出した後、下記の制度に該当する場合は、それぞれの窓口で手続きをしてください。

制 度		転出される時の手続き	窓 口	新しい住所地での手続き
印鑑登録		・転出予定日に登録が廃止になります。 ・転出予定日の前日までに印鑑証明が必要になった場合は、印鑑登録証と転出証明書を窓口にお持ちください。	市 民 課	・必要に応じて、新たに印鑑登録の手続きをしてください。 ・コンビニ交付は取り扱っていない自治体もあります。 ・本籍地が神戸市の方は、戸籍謄抄本・附票を取得するためには転入届後にコンビニ等のマルチコピー機で戸籍の利用登録申請が必要です。
コンビニ交付		転出届をされた後は、コンビニ等に設置されているマルチコピー機で印鑑登録証明書、戸籍謄抄本・附票（本籍地が神戸市の方）は取得できません。住民票に限り、転出予定日の前日までお取りいただけます。 ※転出先の住所は記載されません。		
マイナンバーカード または 住民基本台帳カード		・市外転出の場合 新住所地の市区町村で転入届を提出する際に、カードを提示し、暗証番号を入力することで「転出証明書」がなくても、転入届ができます。 ・海外転出の場合 転出届を提出する際に、マイナンバーカードを併せて提出し継続利用手続きを行うことで、海外転出後も国外転出者向けマイナンバーカードとして利用可能となります。		・引越してから14日以内（かつ転出予定日より30日以内）にカードをお持ちになり、転入届を提出し、カードの継続利用手続き（住所変更）も併せて行ってください。（暗証番号の入力が必要です） ・転入届当日にカードを持参しなかった場合、転入届出後90日以内にカードの継続利用手続きが必要です。 ・14日以内に転入届を、90日以内に継続利用手続きを行わない場合、カードは失効します。改めてマイナンバーカードを交付する際に手数料が発生します。住基カードは新たに交付できません。
電 子 証 明 書		署名用電子証明書は住所の変更により自動的に失効します。利用者証明用電子証明書は失効しませんので、引き続き利用できます。		・署名用電子証明書は必要に応じて手続きをしてください。 ・住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。
国 民 健 康 保 険		「保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」のいずれかをご持参ください。「高齢受給者証」をお持ちの方は、併せてご持参ください。保険料の精算について説明します。現在、病院にかかっている方で健康保険の内容が変わる方は必ず病院に連絡してください。	市 民 課 または 保険年金医療課	転入時、すみやかに加入手続きをしてください。
国 民 年 金	第1号被保険者	海外へ転出される方は、届出が必要です。		マイナンバーカードまたは基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書など）を持参して手続きをしてください。
	受給者	転出時の手続きは必要ありません。		・国民年金や厚生年金を受給している方の住所変更の届出は、原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要か不明な場合は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙を新住所地でもらってください。） ・老齢福祉年金は市区町村の年金担当課で手続きをしてください。

制 度	転出される時の手続き	窓 口	新しい住所地での手続き
後期高齢者医療制度 ・満75歳以上の方 ・65歳以上で一定の障害があり、認定を受けた方	・被保険者証または資格確認書をお返しください。 ・県外に転出される方は「負担区分等証明書」の交付申請をしてください。 ・満65歳以上の方で障害認定を受けている方、特定疾病療養受療証を交付されている方は認定証明書の交付申請をしてください。	保険年金医療課 保健福祉課	負担区分等証明書(障害認定及び特定疾病の証明書の交付を受けた方は認定証明書)を持参して転入の手続きをしてください。
高齢期移行者 医療費助成 (65歳～69歳)	受給者証をお返しください。		市町村によって制度が異なりますので、新住所地の市区町村へお問い合わせください。
こども医療費助成 重度(高齢重度) 障害者医療費助成			
ひとり親家庭等 医療費助成			
老人福祉手帳 (すこやかカード)	手帳をお返しください。		新住所地で同種の制度があれば手続きをしてください。
介護保険	・神戸市の保険証をお持ちの方は届出時に保険証をお返しください。保険料の精算について説明します。 ・要介護・要支援認定を受けており、必要な方には「 <u>受給資格証明書</u> 」を交付します。 ・転出先が特別養護老人ホームなどの介護保険施設などの場合は、お申し出ください。		引き続き介護サービスを利用される方は、転入の日から14日以内に介護保険の窓口にて要介護・要支援認定の「転入者継続」手続きをしてください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちください。 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、神戸市の区役所では手続きは不要です。	保健福祉課	新住所地の市区町村または福祉事務所へお問い合わせください。
特定医療費(指定難病)受給者証	受給者証をお持ちください。		新住所地で同種の制度があれば手続きをしてください。
敬老優待乗車証 (満70歳以上)	乗車証をお返しください。		
福祉乗車証			
児童手当	・住所変更の手続きをしてください。 ・オンライン申請が可能です。 ※世帯全員での転出や受給者を含む転出の場合は届出不要です。		新住所地の市区町村または福祉事務所へお問い合わせください。
児童扶養手当	住所変更の手続きをしてください。		
小児慢性 特定疾病医療費助成	転出後は使用できません。	妊婦の方は、新住所地で、母子健康手帳を持参して手続きをしてください。	
妊婦健康診査受診券 産婦健康診査受診券 新生児聴覚検査助成券 1か月児健康診査受診券	・転出後は使用できません。 ・県外で妊婦健診等を受診し立て替え払いをしていた方は、期限内に申請してください(市外に転出後でも申請が可能です)。		
保育所 認定こども園(朝～夕) 地域型保育	世帯員の一部または世帯員全員が転出される場合のどちらの場合も届出が必要です。		保健福祉課 こども福祉担当
幼稚園・認定こども園 (朝～昼すぎ)		神戸市行政事務 センター 078-291-5952	
幼児教育・保育無償化			

制 度	転出される時の手続き	窓 口	新しい住所地での手続き
在外選挙人名簿登録 (出国時申請) ・満18歳以上の日本 国民で、市内に引 き続き3か月以上 お住まいの方	海外への転出後も、在外選挙人名簿に登録されていれば、国政選挙（衆議院選挙・参議院選挙）及び最高裁判所裁判官国民審査に投票できます。在外選挙人名簿への登録を希望される場合は、転出予定日までに区選挙管理委員会に申請を行ってください。申請にはパスポートなどの本人確認書類が必要です。	区選挙管理 委員会 (地域協働課)	・出国後は速やかに管轄の在外 公館に在留届を提出してく ださい。 ・出国時申請を行わなかった場 合でも、海外の住所を管轄す る在外公館にて登録申請(在 外公館申請)を行えます。
税金関係 (個人市・県民税等)	海外に転出される方は、手続きが必要な場合があります。	市税の窓口 ※兵庫区・北神 区・長田区・北須 磨支所・西区はTV 電話ブース	窓口へお問い合わせください。
犬の登録	神戸市での手続きは必要ありません。	生活衛生ダイヤル 078-771-7497	新所在地の市区町村へ神戸市 の「鑑札」を持参し、転入手続 きをしてください。
原動機付自転車 小型特殊自動車	転出先を定置場として所有する場合は、神戸 市で廃車手続きが必要です。 詳しくは「神戸市 原付 申請」と検索のうえ、 市HPをご確認ください。	法人税務課 (新長田合同庁舎) 078-647-9399	新住所地の市区町村へお問い 合わせください。

手続きは転出される区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。
 東灘区 ☎ 841-4131 灘 区 ☎ 843-7001 中 央 区 ☎ 335-7511 兵庫区 ☎ 511-2111 北 区 ☎ 593-1111
 長田区 ☎ 579-2311 須磨区 ☎ 731-4341 北須磨支所 ☎ 793-1212 垂水区 ☎ 708-5151 西 区 ☎ 940-9501